第139号　平成24年7月10日発行　発行●全国救護施設協議会

全救協

2012
No.139

● メッセージフロムエディター　1
● 会長就任のご挨拶　2
● 特　集　①　3
平成24年度　全救協総会報告
● 特　集　②　4
全国厚生事業団体連絡協議会・
暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」
の発行について
● 報　告　8
福島県浪江ひまわり荘における
支援の現状と課題
● 制度改革関係情報　10
● ブロックだより　12
・東北地区救護施設協議会
・北陸中部地区救護施設協議会
・中国四国地区救護施設協議会
● 活動日誌（3月～6月）　16

Message from Editor

最低基準の条例委任とホームページ掲示板の活用

総務・財政・広報委員／丸山荘　栗林昇司

生活保護受給者数が200万人を超えた現在、支援が必要な方に対しては適切に保護を実施していくという基本的な考え方のもと、生活保護制度に関する国と地方の協議等が行われ、本年度中にも生活困窮者対策と生活保護制度の見直しが行われようとしています。

このような中、私が本年度とくに注目をしているのが「保護施設に係る最低基準の条例委任について」です。本会の今年度の事業計画の中では「Ⅱ－９－（５）地域主権改革に伴う都道府県等の動向の把握・対応」に「保護施設の最低基準に係る都道府県等の条例制定の動向について、各地の状況を把握し、必要な対応を行う。」と明記されています。先日開催された救護施設経営者・施設長会議でも話題になりましたので、私も早速、会議の翌日に関係所轄庁へ出向き、担当者とディスカッションしながらこちらの要望もお伝えしたところです。こちらの要望としては、当該施設との協議の場を持ってもらいたいことと、各救護施設の現状を把握したうえで基準の制定をして欲しいということです。担当者もすでに情報を集めており、他の都道府県の進捗状況や基本的な考え方等を把握していましたし、救護施設に意見を求めたいとのことでした。それを聞いてひと安心しましたが、実際に基準が制定されないとこちらの意向がどの程度反映されるかは不透明です。確かに地域主権改革の一つですから地域独自の基準が盛り込まれることもあるでしょうが、今の厚生労働省が制定している基準とほとんど変わらなくなる可能性が大きいと感じています。

そこで、本会の事業計画にあるように、各地の状況を把握するためにも、各施設が状況報告をする必要があると思います。その方法の一つとして、本会のホームページの会員専用ページの掲示板の活用があります。各県で状況に変化がある都度その県が書き込みをするという方法がありますので、ぜひ検討していただき、情報共有につなげていただければと思います。このことで本会ホームページの充実が一層図られるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

全国救護施設協議会

会長就任のご挨拶

全国救護施設協議会　会長　**大西　豊美**
（大阪府／みなと寮 理事長・施設長）

このたび、全国救護施設協議会会長に就任いたしました大西豊美でございます。

就任のご挨拶の前に、去る１月８日に志半ばでご逝去されました森好明前会長のご冥福を、謹んでお祈り申し上げます。

森前会長は、近年はとくに「セーフティーネット機能の強化」および「地域移行支援機能の強化」に力を入れられ、社会保障制度の大きな転換の渦の中にあって、ややもすると救護施設の在り方を疑問視する声が囁かれそうな情勢下で、福祉の根底を支える救護施設の位置づけをしっかりと維持・強化すべく、奮闘されてきました。ご遺志を受け継ぎ、継続して取り組んで行きたいと思います。

今後も、役員・委員および会員の皆様のお力添えを得て、全国救護施設協議会のさらなる発展を目指し、はなはだ微力ながら取り組んで参る所存ですので、ご指導･ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

さて、全救協の当面の課題として二つ提案したいと思います。

一つは、東日本大震災後の継続な支援、もう一つは、生活困窮者支援の拡充についてです。

東日本大震災につきましては、昨年度、全救協として見舞金の贈呈および会費免除等の資金的な支援と、全社協・社会福祉施設協議会連絡会および日本障害フォーラム（JDF）の現地支援本部へ職員派遣をする等の人的支援を行ってきました。

一時は多方面から、多数のボランティアが被災地域に入っていましたが、現在は減少傾向にあると聞いています。まだまだ復興途上の現地では多くの支援を必要としていますので、全救協としては組織力を生かして、継続的な支援を組織的に行っていきたいと思います。

生活困窮者支援につきましては、本年２月時点で生活保護受給者が210万人に達しようとしており、未だ増え続けています。この事態を受け、厚生労働省は「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会」を立ち上げ、７か年の中期プラン「生活支援戦略」を策定することとしており、その具体策として、社会福祉法人やNPO法人など民間と協働し、個々のニーズに合わせ、制度の枠を越えて継続的に支援していく「パーソナル・サポート・サービス」の制度化等を検討しています。

生活困窮者の自立支援につきましては、私ども救護施設はパイオニアとして、一日の長があると自負するところであり、この「生活支援戦略」に積極的に関わって行くのが我々の使命ではないかと考えます。

以上、会員の皆さまから積極的なご意見・ご提案を頂戴し集約する中で、何らかの具体的な方策をまとめていきたと思いますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

Special Report

特集① 平成24年度 全国救護施設協議会 総会報告

４月24日､全社協会議室（東京都）において平成24年度の総会を開催しました。平成23年度の事業報告および決算、平成24年度事業計画、予算等について審議された他、役員補選を行い、平成24年度の役員体制についても審議いただきました。その概要についてご報告します。

１．日時：平成24年４月24日（火）
13：30 ～ 15：15

２．会場：全社協　第３～５会議室

３．定足数：出席施設数：113、委任状提出：70
全会員施設186施設中、有効施設数183で成立。

４．議長：山形県・紅花ホーム　阿部邦敏 氏
福島県・しののめ荘　古木俊一 氏

５．議事録署名人：
群馬県・太陽の家　根岸　潤　氏
埼玉県・育心寮　　小林祐次郎 氏

６．協議：

【第１号議案】平成23年度補正予算（案）
【第２号議案】平成23年度事業報告（案）・決算

議長より、議事内容の関係上、第１号議案と第２号議案を一括して審議することを提案､総会で了承。執行部より、資料に基づいて事業報告案、補正予算案、決算書類等を説明した。また監事より、４月23日に行われた監査の結果について、事業は適正に実施され、会計処理も正確に処理されている旨報告された｡とくに質問等はなく､原案どおり承認された。

【第３号議案】平成24年度事業計画（案）･予算（案）

執行部より、資料に基づいて事業計画案、予算案を説明した。議長より質疑を諮ったところ質問等なく、原案どおり承認された。

【第４号議案】新理事の承認

大西会長代行より、関東地区で欠員となっている理事について、関東地区より田坂成生氏が推薦されたことが報告された。

議長より理事に就任することについて諮ったところ、賛成多数で承認された。

（新）理事　田坂成生氏（静岡県・清風寮）

【第５号議案】役員補選

大西会長代行より、役員補選の進め方について提案があり、諮ったところ、賛成多数で承認された。次の手順により役員補選が進められた。

①会長の選出

総会を一時休会し、理事会を開催。理事会にて会長候補として、大西豊美氏を選出。総会を再開し、議長より、大西豊美氏が会長となることについて総会に諮ったところ、賛成多数により承認された。なお、任期については、前任者の残任期間（１年）とすることを確認した。

（新）会長　大西豊美氏（大阪府・みなと寮）

②副会長について

大西会長より、昨年度、森前会長より指名を受けた、品川卓正氏（東京都･村山苑）、木間幸生氏（福井県･大野荘）、難波朝重氏（福島県･郡山せいわ園）に、任期まで副会長を務めていただくことが報告された。また、新たに副会長を追加して指名しないことが述べられた。

その後、総会を一時休会し、理事会を開催。理事会にて欠員となっている監事、全国厚生事業団体連絡協議会（厚生協）協議員、その他関係団体の役職員の選出にかかる協議が行われた。

③監事の選出

総会を再開。大西会長より、退任の申し出のあった大部市郎氏（茨城県･ナザレ園）の後任について、江口一郎氏を選出することが提案され、賛成多数で承認された。なお、任期については、前任者の残任期間（１年）とすることを確認した。

（新）監事　江口一郎氏（千葉県･風の郷「厚生園」）

④全国厚生事業団体連絡協議会（厚生協）協議員の選出

大西会長より、欠員となっている厚生協協議員について、大塚晋司氏を選出することが報告された。

（新）厚生協協議員　大塚晋司氏（兵庫県・南光園）

⑤その他関係団体の役職員の選出

大西会長より、日本障害者協議会（JD）協議員について、石井司氏（東京都・まりも会）の後任として、品川副会長を選出することが報告された。

（新）JD協議員　品川卓正氏（東京都・村山苑）

Special Report

特集② 全国厚生事業団体連絡協議会・暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」の発行について

全国厚生事業団体連絡協議会（厚生協）では、平成21年度から施設入所前に暴力被害を受けた利用者の支援にかかる調査・研究事業に取り組み、平成24年３月に、これまでの調査・研究の成果を踏まえ、社会福祉施設において直接支援にあたる支援者が活用できる支援ツール「あなたの歩み」と「あなたの歩み　活用ガイドブック」を発行しました。

本稿では、暴力被害者支援ツール開発の経過や「あなたの歩み」の概要をお伝えします。あわせて、厚生協「施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会」に全救協から委員として参画された、救護施設あかつき（東京都）の佐藤真紀氏よりご寄稿をいただきましたので、ご紹介します。

暴力被害者支援ツール開発の経過

厚生協では、平成21年度に構成団体（全救協のほか、全国更宿施設連絡協議会、全国身体障害者更生施設協議会、全国婦人保護施設等連絡協議会の４団体）の会員施設を対象に、入所前に利用者が受けた暴力被害に関する実態調査を実施した結果、1,798名もの利用者が、施設入所前に暴力被害を受けているなど、多くの暴力被害者が利用していることが明らかになりました（「利用者の暴力被害調査」：対象272施設・回答160施設、回収率58.8％）。そこで、調査結果をさらに分析し、各施設が暴力被害者に対してどのような点に留意をしながら支援を行うべきかについて検討するべく、平成22年度に「施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会」を設置し、その協議結果を報告書にまとめました（報告書の概要は本紙№136号にて紹介）。

報告書では、支援の基本となる知識やノウハウを整理した「支援のポイント」や支援者を対象とした意識調査の結果を紹介するとともに、支援者を行ううえで、生活歴などの事実情報だけでなく、被害者の心情面を把握することで、より適切な支援の展開が可能となり、被害者と支援者との関係性を深めていけるような「支援ツール」開発の必要性にも言及しています。

本報告書を踏まえ、厚生協では、研究事業をさらに深めていくために、平成23年度も委員会での協議を継続させ、「支援ツール」の開発や暴力被害者支援に関する研修会を開催することとしました。

「支援ツール」は、検討委員会の委員である、昭和大学精神医学教室精神科医の白川美也子氏の協力を得ながら、利用者と支援者が協力をし合い、これまでの、そして今後の人生の歩みを記入していく「あなたの歩み」と、支援者向けに「あなたの歩み」の活用法をまとめた「あなたの歩み　ガイドブック」（以下、「ガイドブック」）の２つのツールの開発を平行して進めていきました。

開発を進めるなかで、本年１月10日～11日には、「あなたの歩み」と「活動ガイドブック」を「暫定版」としてまとめたものを活用した「暴力被害者支援スキルアップ講座」を開催しました。暴力被害者支援の参考に資するリラクセーションや、ソリューション・フォーカスト・アプローチ（解決志向アプローチ）による面接技法に関する講義を行うとともに、「あなたの歩み」を試行する演習を行い、支援のなかで実際にどのように活用していくかを学んでいただきました（参加者54名・全社協にて開催）。

この研修会における参加者の意見等も反映させ、本年３月に暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」と「あなたの歩み 活用ガイドブック」が発行されました。

「あなたの歩み」の概要

「あなたの歩み」の記入シートには、随所にイラストが使用されており、利用者が言葉で表現しづら

「あなたの歩み」表紙

い場合にも、イラストを指し示したり、描いたりすることで、ご自身の気持ちを表すことができるようになっています。

＜構成および内容＞

「あなたの歩み」は、

パート１「いまのあなたについて」

パート２「あなたの過去について」

パート３「これからのあなたについて」

という３つのパートにより構成されています。それぞれのパートで、利用者と支援者の関係性を形成しながら利用者が過去を振り返り、自分がどのように今の自分に至ったかという「歩み」（自分史）を振り返り、そこからよりよい未来への自分の歩みを作り上げていくことをイメージできるよう、いくつかのセッションを設けています。施設は利用者の治療の場ではなく生活の場であることを考え、ひとつのセッションは15分から20分程度で行えるような内容とボリュームで構成しています。

パート１「いまのあなたについて」

利用者と支援者が関係を作る入り口のパートとして、５つのセッションですすめていきます。

○セッション１

「自己紹介」として、小さな差し支えのない自己開示をお互いに行い、ワークブックに書き込んだり、話して書いてもらったりする経験をします。

○セッション２

利用者のこれまでの歩みを、一本の「人生の道」の上に石（辛かったこと）と花（楽しかったことやうれしかったこと）を置いて表していきます。イラスト等を使い、遊びの感覚をもちながら作成します。「ナラティブ・エクスポージャー・セラピー」（トラウマ性ストレスとPTSD（衝撃的な出来事を経験したことに伴い生じるストレス障害）に有効な短期療法のひとつ）の手法を援用しています。

○セッション３

もっとも簡単でかつ有効なリラクセーションである呼吸法を学びます。

○セッション４

感情同定（自分で自分の気持ちをわかること）のための導入として、さまざまな表情（顔）を描いたイラストを使って、ポジティブな感情とネガティブな感情を表してみます。

○セッション５

からだとこころの現況と受診状況・内容を確認します。

パート２「あなたの過去について」

パート１で行ったことを踏まえて、利用者が過去を振り返ります。支援においてひとつの山場となるパートであり、利用者が過去のネガティブな（場合によってはトラウマとなった）体験と向き合い、それが現在に及ぼす影響を見つめることを支援していきます。次の５つのセッションですすめていきます。

○セッション１

パート１で学んだ腹式深呼吸によるリラクセーションに加えて、筋肉の緊張と弛緩によるリラクセーションの方法を伝えます。

○セッション２

生い立ちについて差し支えない程度にふれていきます。辛いことばかり話させることで利用者の力を奪わないように、楽しかったことや、困難な状況にどう対処してきたか、そのとき自分のまわりにどんな支援者や助けがあったかということの確認、さらに現在の困難への対処法などを聞きます。

対処法を聞き取ることは、どんな小さなことでも利用者の生きる力を認めることにつながるということを踏まえ、このセッションを設けています。

○セッション３

パート１で作った「人生の道」に戻って、利用者が道においた石や花についてどういう出来事だったかを聞きながら、その出来事に関する「きもち」について聞きます。楽しかったこと、辛かったことについて語れる範囲で聞いてみます。

○セッション４

さらによかったときと悪かったときを線グラフで表現していきます。ここで最初においた石や花の意味合いが深まったり、変化したりすることも起こります。最初に表現（構成）したものにこだわらず、いまの見方を大切にするように示唆します。

○セッション５

これからの人との関係づくりのためにという前提で、過去の対人関係について聞きます。ここでは、アタッチメントパターンと関係する深い打ち明けをする能力に加えて、後に「アサーティブトレーニング」の項で明らかになる対人関係における自分のパターンについて、話し合うための下準備も行います。

パート３これからのあなたのために

パート１、２を踏まえて、解決的、未来志向的に、これからのことについて考えていきます。次の８つのセッションですすめていきます。

○セッション１

呼吸法→筋リラクセーションを踏まえて、瞑想系リラクセーション※1である「泡の瞑想」、外界集中型自己催眠系リラクセーション※2である「54321法」の２つの技法を学びます。「泡の瞑想」は雑念を「泡」に入れるイメージを思い描いて自分から切り離し、マインドフルネスを体験するための技法です。また、54321法は不眠や集中困難など過覚醒の症状に使用できる技法です。

○セッション２

「さわかやなおつきあい」をするためにアサーティブトレーニングを学びます。施設での生活のなかでよくありがちな事例を取り出して、よりよい関係づくりを学びます。さらに利用者が抱える具体的なことがらについても、対処方法を考えられるようにします。

○セッション３

多くの対人暴力被害のサバイバー（被害を経験し、乗り越えてこられた方）は、これまでの人生での出来事やトラウマの影響で自己評価や自己尊重感は、低くなっていることがあります。そのため、自分を好きになれる、認められるようにするためにこのセッションを行います。

○セッション４

施設に入所する前と現在の「エコマップ」を書いてみます。入所前と現在の「エコマップ」を比較することで、利用者とつながっている人や資源が増えていることを確認します。退所に備えて、さらに未来の資源を確認するうえでも活用できます。

○セッション５

自分の「願い」から、具体的な目標を作り出す練習をします。この具体的な目標をテーマに、セッション６以降で発展させていきます。

○セッション６

セッション５で作った目標に向けた小さな一歩（スモールワンステップ）を作る練習をします。利用者の思い描く将来の「願い」を実現させるためには、できるだけ小さくて、具体的な一歩を作れるようになることが大切であり、そのための目標を設定し、実行していきます。

○セッション７

願い→目標→スモールワンステップと組み立てた目標達成のプロセスが実現できたかを一緒に考えます。簡単に達成できた人は少し大きな目標を、達成できなかった場合には、少し小さめな目標を作って、一歩一歩すすんでいける体験ができるように支援していきます。

○セッション８

自分が変化していけるということを理解いただいたうえで、短期目標から中長期の目標をたてることに広げます。半年後、１年後、３年後の目標をたてていきます。

「ガイドブック」の概要

暴力被害者支援ツール「あなたの歩み」は、「活用ガイドブック」の解説を理解しながら、福祉現場で心理職等の専門職以外の職員の方にも利用できるように作成されています。

各パート、セッションごとに進め方や留意事項が紹介されており、支援者は、必ず「活用ガイドブック」を熟読のうえ、「あなたの歩み」を使用することとなっています。また、「あなたの歩み」は、重度の精神疾患の症状が出ている方などに利用することはできません。使用上の留意事項や、PTSDによるフラッシュバックや解離が生じた際の対処法についての解説も掲載されており、暴力被害者への支援を適切にすすめていくためのヒントとして活用できます。

「あなたの歩み」の活用に向けて

救護施設においても、DVや虐待等の暴力被害を受けてこられた方が多く利用されている状況にあります。また、暴力被害を受けたことを打ち明けていなかったり、暴力被害者であるということに気付いいない方もいるのではないかと考えられます。

「あなたの歩み」は、性別や年齢を問わず、また暴力被害を受けてはいないという方に対しても、ご自身のこれまでの歩みを確かめていただき、次への一歩を見据えるうえで、十分にご活用いただけるツールとなっています。また、「あなたの歩み」は、多くの救護施設の皆さまのご意見・ご協力を反映させながら開発をすすめたものであり、支援の現場に即した内容となっています。

また、今年度も、11月19日～20日に、「あなたの歩み」を活用した「暴力被害者支援スキルアップ講座」の開催を予定しています。ぜひ、施設において利用者への支援にご活用いただきたいと思います。

※1　いま、ここの瞬間にある現実を知覚し、あるがままに受け入れる「マインドフルネス」に集中して、あらゆる考えや感情から自らを解放させるためのリラクセーション法

※2　見る・聞く・感じることに集中したまま行うリラクセーション法

救護施設における「あなたの歩み」活用の視点

厚生協・施設における暴力被害者支援のあり方
検討委員会 委員／東京都・あかつき係長
佐藤　真紀　氏

２年間にわたり「施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会」に携わらせていただきました。

振り返れば、「あなたの歩み」完成までの道のりは決して順調なものではなかったと思います。利用者が人生の中で受けた暴力が、他者との関わりや自身の生きづらさに強く影響し、大きな問題を起していること。さらには私たち支援者との関わりを困難にしていること。それを支援者として何とかしたい、という思いは委員会の共通した願いでした。けれども、まず「暴力」とは何を指すのか？また、具体的な解決の方途は示せるのか？ということを見出すのはとても困難な課題でした。

その原因である一つの側面として、私たちの行ってきた長い支援の経験の積み重ねが、あまりにも「普通のこと」として行われてきたために、専門性としての価値を再認識しづらい点が挙げられると思います。委員会ではまず、各施設での取り組みや、工夫などを出し合い、その専門性を抽出するところから始まりました（平成23年３月発行「施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会」報告書 参照）。その議論の中で、白川美也子先生が言われた「日常の支援は治療に勝る」という言葉に、目が覚める思いがしました。

私たちは、利用者の状況を劇的に改善する方法は知らないけれど、利用者の生活の風景の中に常に存在し、どんな状況下にあってもあきらめずに支援方法を検討する。そのことが、すでに改善の第一歩を踏み出しているということ。そして、経験として、利用者と一緒に行動することで何かに気づき、現状を今より少しよい方向へ転換できることをすでに知っているということ。これらの点を生かして、暴力被害を受けた利用者にとどまらず、今、目の前に存在している利用者とのより良い関係作りのためのツールが作成できるのではないか、ということになりました。

こうして完成した「あなたの歩み」は、支援者としての経験の長さを問わず、「興味を持った方」が支援ツールの一つとして活用できるようになっています。必ず使用しなければならないものではなく、まして困難ケースの特効薬でもありません。ですが、支援に行き詰まりを感じたときに、ぜひ使用してみてほしいと願っています。活用にあたって、私たち自身が気をつけること、想定できる困難さなども網羅しており、安心して活用できるようになっています。

私がとくに好きなワークセッションは「私の未来：願いをもつ」（パート３・セッション５）です。この中でも触れられている通り、利用者と「心からの願い」を共有するということは、とても難しいことです。現場において個別支援計画を作成するにあたり、この項を読むだけでも身の引き締まる思いがします。私たちはともすると、どこかで漠然と「頑張る」利用者像を求め、その姿に安心してしまうことがあります。しかし、もっと根本的な「何のために、どうして」それを願うのか、という問いを利用者と共に話し合わずに計画を立ててしまっていないでしょうか。セッションを通じあらためて感じること、自身への気づきが多く発見できることと思います。「あなたの歩み」の活用にいまひとつ踏み出せない方には、ガイドブックだけでも一読されることをお勧めします。それだけでも、私たち支援者にとっての「スモールワンステップ」になると確信しています。

最後に私自身、このような委員会に参加させていただくのは初めてのことでしたので、とても学びの深い時間であったと感じています。あらためてご一緒させて頂いた委員会の委員の皆さま、関係者の皆さまに御礼申し上げます。ありがとうございました。

■「あなたの歩み」の頒布について

「あなたの歩み」と「あなたの歩み　活用ガイドブック」については、社会福祉施設の支援者を対象として実費頒布します。支援ツールの入手を希望される方は、下記の厚生協事務局まで注文ください。

【頒布価格】
・「あなたの歩み」（A4横判・カラー刷り・25頁）
　１部500円（税込・送料サービス）
・「あなたの歩み　活用ガイドブック」（A4判・60頁）
　１部500円（税込・送料サービス）

【備考】
・「あなたの歩み」等は施設に送付します。
・メール、FAXでのご注文の際には、支援ツールの種類と注文部数、ご注文者の施設名、役職、お名前、施設の住所、電話番号を明記ください。

【連絡先】
全国厚生事業団体連絡協議会（厚生協）事務局
〒100-8980　東京都千代田区霞が関３－３－２
新霞が関ビル
全国社会福祉協議会　高年・障害福祉部内
TEL 03－3581－6502　FAX 03－3581－2428
メール　z-shogai@shakyo.or.jp

報告

福島県浪江ひまわり荘における支援の現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県西郷村で避難生活を続けている福島県浪江ひまわり荘では、本年３月に仮設施設が完成し、現在、利用者が生活をしています。本年、全救協では東日本大震災における各地区・施設の対応を整理・分析したうえで、大規模災害時にとるべき対応等を整理した「災害対応マニュアル」（仮称）の策定を進めますが、今後の被災地への支援活動の参考とすべく、このたび、福島県浪江ひまわり荘の仮設施設を訪問し、生活状況等について、利用者、施設役職員の方から意見をうかがってきました。この報告では、その概要についてお伝えします。

■実施日：平成24年６月１日（金）

■訪問者：

全国救護施設協議会・大西豊美会長

東北地区救護施設協議会・難波朝重会長

■訪問内容：

１．福島県社会福祉事業団「太陽の国」

仮設施設のある、「太陽の国」敷地内の各施設を訪問。避難後、利用者の約半数が生活をした「厚生センター」を中心に、施設を見学しながら、生活時の状況等について関係者からヒアリングを行いました。

２．仮設施設視察

現在、施設として使用している仮設施設を視察。外装はプレハブ建てとわかるものではありましたが、内装は明るい色調で、仮設施設とは思わせないものでした。また共有スペース、居室とも、一定の広さは確保されていました。（平屋建て）

３．意見交換

仮設施設の会議室にて、利用者10名・職員10名に参加いただき、意見交換を実施しました。

初めに、大西会長より挨拶があり、仮設施設完成のお祝いとともに、利用者・職員の方への労いの言葉が述べられました。

仮設施設内の食堂

続いて、福島県浪江ひわまり荘の福尾絹子施設長より挨拶があり、全救協をはじめ各地区・施設からの支援や、仮設施設建設の国への働きかけ等の協力に対するお礼が述べられました。

（１）利用者との意見交換

利用者および役職員との意見交換の主な意見は次のとおりです

＜避難時の状況、感想等＞

・震災時には、水槽などが壊れる等の被害があった。避難までの間は主に付属の体育館で過ごし、非常食でしのいだ。

・３月13日夜に放射能事故に伴う避難勧告も出され、近隣で山火事も発生。とりあえず近隣の駐車場等に避難し、その後、スクリーニング検査を受けるため南相馬市の保健所に移動（夜間の移動）。荷物はあまり持たなかった。とても寒かった。

・避難時には、今後どこに行くのか、どうなるのか不安であった。

＜避難後の生活について＞

・（避難後に感じた変化として）職員の方が忙しそうで、話しかけづらいときがある。職員の方はたいへんだと思う。

・衣類を持参してこなかったこと、保管するスペースが足りないことから、服が十分にはない。寄付されてくるものの、サイズや柄の好み等がなかなか合わない。

・服をはじめ、自分の持ち物を置く場所を確保してほしい。

・避難前は運動器具のスペースや体育館があった

が、避難後は運動できる場所・機会が十分にはない。運動できる器具やスペースがあるとよい。
・仮設施設に移る前の居室は狭かった。仮設施設では広さが確保できている。
・太陽の国の敷地にある、農地や陶芸作業室等を適宜利用している。
・浪江町には（戻りたくても）もう戻ることができないと思っている。

（2）役職員との意見交換

利用者の退室後、意見交換を実施しました。主な意見は次のとおりです。

＜利用者の状況＞

・避難後は、不安を訴えたり、体調リズムが整わない方が多く、なかには無断外出をした方もいた。身体レベルの低下もみられ、車いすを利用する方も増えた。（避難後の新規入所者はなし）
・以前は30分おきに利用者の所在確認を行っていたが、仮設施設に移転し、今ではだいぶ落ち着きを取り戻してきている。

＜職員の状況＞

・職員も被災者であり、浪江町の家から避難をされている方も多い。家族と離れ、支援を継続している職員もいる。法人から、近隣にあるアパートの提供等の支援を受けた。
・勤務体制について、現在は避難前と同様の業務量になっている。新年度、人事異動や新規採用もあり、職員が少ないという不安は今のところない。

＜ケアの内容、課題について＞

・個別支援計画を策定するうえでは、本人の希望を聞き、できるだけ反映させるようにしている。
・仮設入居前にも、厚生センター以外の施設へ避難をしていた利用者には週に何度かは会うようにし、利用者とコミュニケーションを図り、今の状態を把握するように努めた。また、仮設施設入居後には、避難先の施設の職員から生活のようす等を聞き、現在の状態に合わせた個別支援計画となるよう留意している。
・自分たちが置いていかれる、など不安を口にする利用者もおり、メンタルヘルスの観点も含め、担当職員だけでなく、別の介護職員や栄養士など、複数が利用者のようすを見るようにし、個別支援計画に反映させている。

＜ハード面の問題、課題について＞

・機能訓練の場、作業の場、服を置くスペースなどが足りない。太陽の国のなかに体育館や倉庫もあるが、少し離れた場所にあり、職員がすぐには対応できない。作業器具や、器具を置くためのスペースを増やしていければと思う。
・仮設施設は２年が使用期限となるため、２年を超えて使用していく場合には補修を図る必要がある。できるだけ浪江の施設と同じような施設環境となるよう整備していきたい。

利用者・職員との意見交換で挨拶をする大西会長

（3）意見交換を通して

大西会長からは、職員がこれまで懸命に利用者を支えてこられ、また利用者も職員を気遣うような意見が見られたことから、利用者と職員の信頼関係を強く持たれている印象を受けたの感想が述べられました。また、今後も全救協として施設の意向をうかがいながら支援を継続していきたいと伝えました。

４．福島県社会福祉事業団本部へのご挨拶

最後に、施設の運営主体である福島県社会福祉事業団の法人本部の、尾形幹男副理事長、高阪泰二常務理事･事務局長を訪問し、ご挨拶をいたしました。

このなかで、尾形副理事長からは、仮設施設建設にあたって、国への働きかけ等の協力を行ったことに対し、全救協、全社協に謝意が述べられました。

■今年度の全救協の被災地支援活動について

今年度も、全救協としては、東日本大震災への活動に取り組みます。今回の福島県浪江ひまわり荘への訪問調査も参考にしながら、今後の大規模災害時の対応に資するよう、総務・財政・広報委員会において「災害対応マニュアル」の策定に着手します。

また、日本障害フォーラム（JDF）の現地支援本部への人員派遣についても、JDFの被災地活動の場において、全救協として被災地支援を行ってまいります。引き続き、会員施設の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

厚生労働省

社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置

厚生労働省は、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するため、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置し、協議を始めました。

特別部会は、宮本太郎氏（北海道大学大学院法学研究科教授）を部会長とし、生活困窮者の生活支援に関わる支援者や学識経験者により構成されています。

平成24年４月26日に開催された第１回部会では、事務局から生活困窮者・孤立者の現状や生活保護制度の状況が報告され、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの方向性や特別部会の今後の進め方等について説明がありました。また、各委員から、生活困窮者の生活支援に対してどのような課題認識かあるか等について意見交換が行われました。

第２回部会（５月７日開催）以降は、委員からのヒアリングが順次行われており、これまでに社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、行政、企業、労働組合、医療関係者、福祉専門職、障害当事者、研究者等の報告が行われています。第４回部会（６月７日開催）では、全国社会福祉経営者協議会副会長・武居敏委員が、生活保護受給者を支える救護施設の取り組みや必要性について説明しました。そのうえで、自身が従事した聖隷厚生園（救護施設を含む複合施設）について紹介し、入居者への支援だけでなく、生活困窮者の地域生活支援の実践を説明しました。生活困窮者支援については、社会福祉法人として、その機能を十分に発揮していく必要性を指摘しました。また、豊中市社会福祉協議会地域福祉課長・勝部麗子委員からは、豊中市社会福祉協議会におけるコミュニティ・ソーシャルワーカー、パーソナルサポートを活用した事業の取り組みが紹介されました。そのなかで、制度の狭間にある支援ニーズを早期に発見し、福祉的支援につなげていく必要性を指摘。また、課題を地域で発見し、支えていくことに社協の強みがあること等を説明しました。

政府は、特別部会での協議を踏まえ、本年６月に、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための「生活支援戦略」（仮称）の中間まとめをとりまとめ、本年秋頃までには、「生活支援戦略」（仮称）を策定する予定です。なお、「生活支援戦略」（仮称）には、生活困窮者支援体系の整備や、法改正も含めた生活保護制度の見直しについて盛り込まれる予定となっています。

【参考】「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」について（第１回部会・配布資料より）

１．設置の趣旨

○社会保障・税一体改革大綱（平成24年２月17日閣議決定）では、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略」（名称は今後検討）を平成24年秋目途に策定することにしている。

○また、併せて、生活困窮者の自立に向けた生活支援体系の構築に向け、必要な法整備も含め検討するとともに、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組むことにしている。

○そこで、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するため、社会保障審議会に、専門の部会として、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置する。

２．特別部会における審議事項・スケジュール

○特別部会では、概ね以下のようなスケジュールで議論を進める予定。

〈本年４月～６月頃〉

・国家戦略会議での「生活支援戦略」（仮称）の検討状況も参考にしつつ、生活困窮者や孤立者の抱える課題や生活保護制度の課題等について、全体的な議論を行う。

〈本年７月頃～秋頃〉

・生活困窮者・孤立者対策及び生活保護制度の見直しについて、次期通常国会への所要の法案を提出することも念頭に、具体的な制度設計の検討を行う。

＜委員名簿＞（五十音順・敬称略）

石操（全国町村会副会長・鳥取県日吉津村長）
岩田正美（日本女子大学人間社会学部教授）
○岩村正彦（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
上田文雄（指定都市市長会副会長・札幌市長）
岡崎誠也（全国市長会相談役・高知市長）

奥田知志（NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長）
柏木克之（社会福祉法人一麦会執行理事）
勝部麗子（豊中市社会福祉協議会地域福祉課長）
櫛部武俊（一般社団法人釧路社会的企業創造協議会事務局担当）
小杉礼子（独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員）
駒村康平（慶応義塾大学経済学部教授）
高杉敬久（日本医師会常任理事）
武居敏（全国社会福祉施設経営者協議会副会長）
谷口仁史（NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事）
野老真理子（大里綜合管理株式会社代表取締役社長）
長谷川正義（全国民生委員児童委員連合会理事）
花井圭子（日本労働組合総連合会総合政策局長）
広田和子（精神医療サバイバー）
藤田孝典（NPO法人ほっとプラス代表理事）
藤巻隆（渡辺パイプ株式会社執行役員人事ユニットリーダー）
堀田力（公益財団法人さわやか福祉財団理事長・弁護士）
松井一郎（全国知事会・大阪府知事）
◎宮本太郎（北海道大学大学院法学研究科教授）
宮本みち子（放送大学教養学部教授）
山村睦（日本社会福祉士会会長）

◎は部会長、○は部会長代理

厚生労働省

社会保障審議会に「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」を設置

厚生労働省は、社会保障制度での低所得対策の位置付けや総合合算制度導入に当たっての論点、高齢期の所得保障施策のあり方等を整理するため、社会保障審議会に「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」を設置し、５月28日に第１回を開催しました。今後、２か月に１回程度研究会を開催し、議論を進めていく予定となっています。

【参考】「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」について（第１回研究会・配布資料より）

■研究会の設置趣旨

少子高齢化の進展等に伴い税・社会保障の負担が増加する中で、低所得層の負担へのきめ細かな配慮が必要となる。社会保障･税の一体改革では、貧困・格差の対策の強化を主要課題の１つとして取り組んでいる。

その中で、新たな取組として、制度単位ではなく、家計全体をトータルに捉えて、医療、介護、保育などの自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を、番号制度による情報連携基盤の整備を前提に導入することにしている。

総合合算制度については、平成24 年３月30 日に閣議決定された対応の方向性で、平成27 年度以降の番号制度の本格稼動・定着後速やかに実施できるよう、今後具体的に検討を進める、とされている。

また、社会保障制度での低所得者対策として、生活保護制度や年金制度との関係についての指摘をはじめ、様々な問題提起もなされているため、議論を深めていくことが必要である。

これらの議論の必要性にかんがみ、社会保障制度の低所得者対策のあり方について学術的な見地から総合的に議論する場として、「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」を設置する。

【主な課題】
（１）社会保障制度での低所得者対策全般の位置づけの整理
（２）総合合算制度導入に当たっての論点整理
（３）高齢期の所得保障施策のあり方の整理

＜委員名簿＞
〔座長〕
駒村康平（慶應義塾大学経済学部教授）
〔委員〕
岩田正美（日本女子大学人間社会学部教授）
岩村正彦（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科）
白波瀬佐和子（東京大学大学院人文社会系研究科教授）
土居丈朗（慶應義塾大学経済学部教授）
山田篤裕（慶應義塾大学経済学部教授）

ブロックだより

東北地区救護施設協議会／北陸中部地区救護施設協議会／中国四国地区救護施設協議会

障害者虐待防止法が成立し、障害者権利条約の批准に向けた議論がなされるなど、障害者の人権に対する意識が高まりつつあるなかで、救護施設においても利用者への虐待防止・人権擁護の取り組みを着実に進めていくことが求められています。「ブロックだより」では前号に引き続き、各地区・施設における利用者の人権を守るための取り組み事例をご紹介します。今回は、東北地区、北陸中部地区、中国四国地区からのレポートです。

東　北

玉葉荘における虐待防止についての取り組みについて

玉葉荘（秋田県）　介護係長　高橋　琢哉

〈障害者虐待防止法の施行を控えて〉

当施設は、秋田市（旧・雄和町）郊外の、自然が豊かな農村部にあります。今年度、創設50周年を迎えます。

利用者は定員150名、男女比は３：２です。利用者の障害は多種多様で、障害が重複している方も少なくありません。また、入所の際に知的障害や精神障害のある方が、高齢化に伴い身体障害を併せもつようになり、重度化する方が多くなっています。利用者の重度・高齢化への対応は多くの救護施設において共通の課題になっているかと思いますが、当施設では長期の利用者と新規入所者との障害の状態が異なってきています。今後、個々の利用者に合わせた支援を進めていくうえで、より工夫した取り組みが必要と考えられます。

さて、本年10月に施行される障害者虐待防止法には、障害者への虐待を防止するうえで、養護者や職場等の使用者、そして障害者福祉施設に勤務する従事者に対する責務等が定められています。また、何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待防止に係わる国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定などが示されています。

これらの責務を果たしていくために、救護施設においてもさらなる虐待防止の徹底が求められるところです。当施設では、法人全体で取り組む介護職員の「自己評価」の活用や「リスクマネジメントマニュアル」の見直しなどを通して、利用者の虐待防止の徹底に向けた意識を高めようと努めています。

〈自己評価を通して支援を見つめ直す〉

当施設の運営法人では、法人内の施設全体で「キャリアパス研修」を行っています。研修では、新任、中堅（概ね５年以上）、指導的職員（係長、主任クラス）に分かれ、組織として効果的に支援を進めていくための手法や、支援の質を高めるための視点などを、職種の垣根を越えて学んでいます。今のところ「利用者への虐待防止の徹底」そのものをテーマに据えたプログラム等は行っていませんが、研修では、利用者の人権を尊重するために求められる接し方や、ニーズに応じた個別支援の大切さなどを再確認する機会を設けています。研修を所管する「キャリアパス検討会」（法人各施設から選出された委員により構成）では、障害者虐待防止法の施行により、さらに利用者への虐待防止の徹底を図るために、今後、キャリアパス研修において、職員の意識を高めるためのより具体的なプログラムの導入を検討しているところです。

さらに法人では、平成22年度より介護職員を対象に「自己評価」を活用した取り組みを進めています。「自己評価」にある利用者の接し方や、支援の進め方などのチェック項目をもとに、係長・主任との面談、さらに施設長との面接を通して、一緒に日常の支援を検証し、よりよい支援につなげるために必要な対応を考える機会としています。利用者の呼称や個々のニーズの受け止め方など、職員の実際の対応を振り返ることは、職員の虐待防止に対する意識を高め、実行性のある対応を示すことにつながります。

自己評価はこれまでに二度実施しましたが、「よりよい支援につなげていく」という意識が、虐待防止の徹底に着実に生かされてきていると実感しています。今後は、看護、調理、事務担当の職員にも対象を広げ、施設全体で自己評価を活用した取り組み

を進めていく予定です。

〈リスクマネジメントマニュアルの見直し〉

当施設では、事故発生時の対応等をまとめた「リスクマネジメントマニュアル」がありますが、基本的な留意事項が示された内容に止まっていたことから、より実際の支援に即した内容への改定が求められていました。そこで、支援の実態にマニュアルを所管する「リスクマネジメント委員会」（各職種から選出された計10名により構成）を中心に、昨年度からマニュアルの見直しを進めています。具体的には、障害の重度化による介護事故の防止や、利用者同士の暴力行為の防止に関する事項とともに、利用者への虐待防止の徹底するための全職員の取り組みについて、マニュアルに盛り込もうと考えていますが、その改定にあわせて「利用者への虐待防止の徹底」の内容も入れることを検討しています。また、それにあたっては、昨年度、当施設の職員２名が、参加した「救護施設福祉サービス研修会」（全救協主催）で学んだ、事故やトラブルの発生を前提とした対策や解決方法等に関する職員の意見も参考にして進めています。障害者虐待防止法が施行される10月を目途に改定する予定です。

虐待防止の徹底に向けた取り組みは、「よりよい支援につなげていく」「安心・安全な環境づくりにつなげていく」という視点から生まれるものと思います。自己評価の取り組みやマニュアルの見直しがより効果的なものとなるよう、職員一人ひとりがこのことを意識し、施設全体で虐待防止の徹底を着実に実践できるよう努めてまいります。

北陸中部

れんげ荘における虐待防止の取り組み

れんげ荘（長野県）　課長・生活指導員　南沢　裕子

当施設では基本方針に「利用者の自由と基本的人権を保障し、個々の対象者の状況に応じた自立支援計画に基づき、その人らしい豊かな生活の実現のため、地域生活移行、就労支援等への取り組みなど、安心して生活が送れるよう利用者の幸福に最大限努める」を揚げています。この実現に向け、他職種を含めたチーム会議、ケース検討会議を開催し、利用者のニーズを反映させた個別支援計画の実践に努めています。

〈虐待防止委員会を中心とした取り組み〉

平成20年度に福祉サービス第三者評価を受審し、再度マニュアルの見直しを行い、支援サービス委員会に虐待防止委員会を設置しました。そのうえで、日頃の業務の中で職員の虐待についての意識付けに努めてきました。

平成21年に全国社会福祉協議会が作成した「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」を職員全員に配布してチェックリストに取り組み、「できていない」回答が多かった項目について検証を行いました。その結果、日頃の業務や利用者への接し方に不適切な口調や態度があることに気づくことができました。ただ、チェックリストの項目が多く、業務の中で記入をするには時間がかかりすぎたことから、一時的な取り組みに止まりました。

そのようなとき、「全救協」137号の本欄に、東明寮（北海道）における独自のセルフチェックリスト作成の取り組みが紹介されており、実践例を参考に当施設でも実施してみました。10項目で身近な質問内容のため、職員自身の振り返りとともにどのように改善したらよいかと言う話し合いにつながりました。

セルフチェック

笑顔で話しをしていますか	はい　・　いいえ
挨拶をしていますか	はい　・　いいえ
大声になっていませんか	はい　・　いいえ
居室に入る時はノックしていますか	はい　・　いいえ
「ダメ」といっていませんか	はい　・　いいえ
○○さんと呼んでいますか	はい　・　いいえ
直ぐにできないことも後で対応していますか	はい　・　いいえ
言葉使いは丁寧に出来ていますか	はい　・　いいえ
最後まで利用者の話を聴いていますか	はい　・　いいえ
担当利用者と１日の中でかかわりを持っていますか	はい　・　いいえ
特記：いいえと答えた項目について理由を書く	

特記の理由として、次のような率直な意見も出されました。

・忙しさに紛れ利用者の話しを最後まで聞くことができないことがある。
・気持ちに余裕がもてず、つい大声になってしまうことがある。
・あとで対応しようと思っていたことが、次の仕事をしているうちに忘れてしまう。
・苦手意識のある利用者にはつい冷たくなってしまう。

これをもとに委員会において現在日課の見直しと、業務内容の整理に取り組みを続けています。

〈苦情処理・事故報告〉

利用者が快適に暮らすために、日頃の不満、希望、要望の受付け日を毎週火曜日に設けています。寄せられた意見は、翌日の職員ミーティングで情報を共有し、迅速かつ的確な対応を心がけています。さらに危機管理委員会で集約し、今年度からは、機関誌にも掲載・報告しています。

また、ヒヤリハットや事故報告書は全員回覧を基本とし、事故後の対応については、引継ぎ時に徹底を図り、職員全員への意識づけをしています。

〈施設内研修での取り組み〉

当施設においては、権利擁護、虐待防止について平成21年から施設内研修に取り入れ、年１回実施してきました。

研修を通して、虐待が起きてしまう背景には、利用者、職員が虐待の本質が分かっていないこと、利用者への指導は必要に応じて行っているので虐待にはつながるはずがないと過信していること、などがあることが分かりました。また、虐待だと認識できなかったり、虐待では？と気づいても見えないふりをすることは、個人の問題だけではなく、組織の問題としてもとらえ、意見、報告しやすい環境づくりに努めなければならないことに気づきました。

今後は、利用者の職員に対する意見を聞く機会を設け、サービスの質の向上に役立てたいと思います。

中国四国

利用者の人権を守るための取り組みについて

中国・四国地区救護施設協議会　調査・研究・研修委員会　幹事
救護施設　浦戸園（高知県）　生活指導員　武内　晋策

本年10月からの障害者虐待防止法施行により、今後は安全確認やその実効的確保が求められるとともに、虐待を発見した場合の報告が義務づけられます。

人権侵害や虐待について、該当者間に意識がなくとも、第三者からみて虐待が疑われるようなケースが存在しますが、虐待の有無については、①場面に直面した個人、②周囲に居合わせた人、③後に事実を知り得た人、のいずれかによって判断することになるかと思います。施設で働く私たちは、いずれの判断に於いても的確な対応が求められます。

〈中国四国地区における取り組み〉

平成23年度 中国四国地区救護施設職員研修会を平成24年２月に開催し、障害者虐待防止と権利擁護を主体に、個別支援計画とリンクさせながら学習しました。講師として、松山市社会福祉協議会・統括マネージャーの五島裕子氏を招き、利用者の人権に関わる職員の役割について教示いただきました。五島氏は、冒頭、これまで職務を通じてさまざまな施設を巡回訪問するなかで、新たな事に挑戦し続けている施設もあれば現状維持の施設もあり、施設が提供するサービスの質には施設間で差があることを実感していると指摘されました。「あなたが働いている施設はどうですか？救護施設は、障害者ではなく生活者のケアを行っている、という意識をもって欲しい」という熱いメッセージが伝わってきました。そのほか五島氏からは、

・虐待は事後の対応ではなく「防止する」ための取組みが大切であり、施設での生活を自分に置き換え疑問を持つことがスタートラインである。
・権利侵害と虐待が起こりうる危険な環境とは、誰も疑問に感じず気がつかなくなっている状態であり、世間の非常識が施設の常識、といった地域と遮断された風潮も危険である。
・虐待防止のチェックリストを活用するなど、各施設で定期的に現状確認を行い、虐待防止に向けた自主的な取り組みが必要。
・個別支援計画書は、利用者を主体に利用者個人の

幸福を追求するものである。

・救護施設における自立支援に向けた取り組みとは何か、今一度ケアの在り方を考え見つめ直す必要性があり、各施設および個人単位で意識を持って取り組む。

などの指摘をいただきました。２日間の講習ならびにグループ討議を通じて、私たちが働く救護施設の役割と制度の理解を深め、「虐待は、絶対にいけない、起こしてはならない、許さない」という強い気持ちをもつことを共通認識とし、閉会しました。

〈浦戸園の取り組み〉

当施設は定員50名の施設として、平成13年に民間移管を受けました。入居者の障害状況をみると大きな偏りはありませんが、平均年齢が70歳に到達しつつあるなど、高齢化が進んでいる状態です。移管以降、これまで一貫して自立支援を目標のひとつに掲げており、職員は「公正平等による個別に応じた支援で、入居者の自己決定権を尊重し、人としての尊厳を守る支援をさせていただく姿勢」を徹底すべく施設運営の基本事項に盛り込んでいます。虐待防止に特化した体策としては十分とはいえませんが以下の取り組みを進めています。

（１）意見箱の設置

普段の生活や人間関係、施設職員に対する意見等を誰でも自由に投函できるよう、専用BOXを設け常時受け付けています。ただし、設置してから随分経ちますが、投函数は極めて少ない状況が続いています。受け付け後の流れとしては、受付担当者が内容を検証し園長へ報告、事例の検討改善を図るとともに、必要に応じて行政やご家族等へ相談することとしています。

（２）苦情解決委員会の設置

メンバー構成は、園長、複数の役職員のほか、地域の民生委員２名に第三者委員として出席していただき、毎月１回定例会を開いています。第三者委員は施設に来園のうえ巡回を実施し、入居者から普段の生活の様子や困りごと等を伺い、聴取した意見報告に対する討議および入居者の近況について、会合の場で報告・検討を行っています。

（３）勉強会の実施

虐待防止や身体拘束に関し、併設する養護老人ホームとの合同で年２回の勉強会を開催しています。その他、定例職員会にて議題として取り上げ、専門職として求められる知識・技術の向上を図っています。

〈課題～施設職員としての自己覚知〉

入居者の人権を脅かす要因は、お名前の呼び方に始まり、言葉遣いや対応姿勢など、普段からの接し方（考え方）に隠されているのではないでしょうか。信頼関係を築くうえでも仕事や人に「慣れ」は必要ですが、そこには「狎れ」が存在し、無意識・意識を問わず行われている場合があります。施設内で情報共有や気づきといった、当たり前のことができていない状態を放置するとどうなるかは容易に推測できます。個人レベルでの自覚はもちろん、お互いに声を掛け合える関係性が求められます。このたびの障害者虐待防止法の施行を機会に、施設に於いても現状を見つめ直しながら、施設全体で予防に努めてまいりたいと思います。

報告　浦安荘より切手の寄付をいただきました

本年６月、浦安荘（岡山県）より、利用者の皆さまがボランティア活動で得た切手59,693円分について、東日本大震災の復興に役立てていただきたいと、全救協にご寄付のご相談をいただきました。東北地区救護施設協議会にご相談をした結果、原発事故により現在も避難生活を継続している福島県浪江ひまわり荘の利用者の方に全額を寄付し、離れて暮らしている浪江町の人たちとの手紙のやりとり等に利用していただくこととなりました。ご寄付・ご協力をいただきました浦安荘の皆さまに、あらためてお礼を申し上げます。

News Report

平成24年
3月～6月

活動日誌

3月

3月5日（月）	平成23年度・第5回　理事会（於：全社協）

4月

4月23日（月）	平成23年度　事業・会計監査（於：全社協）
4月24日（火）	第1回　理事会（於：全社協） 平成24年度　全国救護施設協議会総会（於：全社協） 平成24年度　救護施設経営者・施設長会議（於：全社協／～25日）
4月25日（水）	第1回　調査・研究・研修委員会（於：全社協）

6月

6月1日（金）	福島県浪江ひまわり荘　訪問調査（於：福島県）
6月7日（木）	平成24年度　近畿救護施設研究協議会（於：三重県／～8日）
6月12日（火）	第1回　総務・財政・広報委員会（於：全社協）
6月14日（木）	第43回　中国四国地区救護施設研究協議大会（於：鳥取県／～15日）
6月20日（水）	第43回　東北地区救護施設研究協議大会（於：秋田県／～21日）
6月22日（金）	第1回　制度・予算対策委員会（於：全社協）
6月28日（木）	第36回　九州地区救護施設職員研究大会（於：熊本県／～29日） 第46回　関東地区救護施設研究協議会（於：埼玉県／～29日）

インフォメーション　第36回全国救護施設研究協議大会の開催について

すでに各会員施設にご案内を申し上げておりますが、第36回全国救護施設研究協議大会が下記のとおり開催されます。皆さまの積極的なご参加をよろしくお願いいたします。

■大会テーマ：「拡大する救護施設機能と期待に応えるために」

■期　日：平成24年9月20日㈭～21日㈮

■会　場：アクトシティ浜松　中ホール　他
〒430-7790　静岡県浜松市中区板屋町111-1
℡ 053-451-1111

■参加費：13,000　円（宿泊費・食費・懇親会参加費は別途）

■プログラム：
1日目：開会式／基調報告／行政説明（厚生労働省保護課）／分科会／懇親会
2日目：特別講演（明治学院大学教授　新保美香　氏）／記念講演（静岡芸術文化大学学長　熊倉功夫　氏）／閉会式

■分科会テーマ：（申込時にいずれかの分科会を選択する）
①新たな制度を活用した支援の推進
②利用者主体の個別支援の取り組み
③地域生活支援への取り組み
④サービスの質の向上に向けた取り組み
⑤利用者のQOL（生活の質）を高める支援

■申込方法：
各施設に「開催要綱」とともに送付している「参加・宿泊等のご案内」にある参加申込書を、郵送またはFAXにて下記宛てに送付。
株式会社　遠鉄トラベル
〒430-0927　浜松市中区旭町12-1
TEL：053-457-6470　FAX：053-457-6477

■申込用紙送付締切日：　平成24年8月6日（月）

平成24年7月10日　発行
発行人●大西豊美　編集人●本田英孝
発行●全国救護施設協議会

〈全国救護施設協議会・事務局〉
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル　全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL 03-3581-6502　FAX 03-3581-2428　http://www.zenkyukyo.gr.jp